

## 複合材料部門委員会表彰規程

- 第1条 本部門委員会は、複合材料技術の振興を目的として、複合材料部門論文賞(JCOM Award for Scientific Papers, 以下, 論文賞), 複合材料部門技術賞(JCOM Award for Innovative Technologies, 以下, 技術賞), 複合材料部門功績賞(JCOM Award for Academic Contribution, 以下, 功績賞), 複合材料部門奨励賞(JCOM Award for Promising Researchers, 以下, 奨励賞)を設け、本規程によって授与する。
- 第2条 論文賞は、前2カ年以内に日本材料学会誌「材料」に掲載された論文の中で、複合材料に関する研究開発に顕著な貢献をし、学術的あるいは技術的に特に優秀と認められる論文の著者に対して、毎年、翌年度の定例委員会において授与する。
- 第3条 技術賞は、前5カ年以内に開発された技術の中で、複合材料に関する工業技術の進歩歩展に顕著な貢献をし、将来の発展が期待できる技術開発を行った組織に対して、毎年、翌年度の定例委員会において授与する。
- 第4条 功績賞は、複合材料技術の発展および本部門委員会の活動に対し、長年にわたって顕著な功績があった本部門委員会委員個人に対して、毎年、翌年度の定例委員会において授与する。
- 第5条 奨励賞は、複合材料に関する研究開発に顕著な業績をあげ、将来の発展が期待されると認められる満40歳未満(授賞年度の4月1日現在)の個人に対して、毎年、翌年度の定例委員会において授与する。
- 第6条 本賞は賞状とし、副賞を添えることができる。
- 第7条 授賞は次の方法で決定する。
1. 応募は自薦・他薦を問わないが、推薦者は本部門委員会委員とする。
  2. 推薦者は本部門委員会指定の様式による推薦書1部と参考資料5部を部門委員長宛に提出する。
  3. 受賞候補者の選考は選考委員会にて行う。選考委員長および選考委員の指名は部門委員長が行う。
  4. 選考委員会は応募者の中から受賞候補者を選考し、部門委員長に報告する。
  5. 部門委員長は受賞候補者について、幹事会にはかり、授賞の可否を決定する。
- 第8条 各賞とも、選考委員会あるいは幹事会にて、適切な受賞候補者がいないと判断された場合、その年度の授賞は行わない。

### 付則

1. 選考委員は委員長を含めて5名程度とする。
2. 各賞とも1件/年を原則とし、最大2件/年とする。
3. 応募に必要な参考資料は下記のとおりとする。
  - 論文賞： 論文別刷(コピー可)
  - 技術賞： 技術資料(パンフレット, 論文等)
  - 功績賞： 経歴書, 業績書, 論文別刷
  - 奨励賞： 経歴書, 業績書, 論文別刷